

北部市街地等における観光客の分散対策の事業効果検証等業務委託 仕様書

1. 目的

北部市街地等観光客滞留区域（以下「滞留区域」という。）の行列・混雑に伴う諸課題の解消のため行う、分散対策事業の事業効果を計測するとともに、調査結果を踏まえ、歩行安全、周辺交通、地域生活、回遊性、満足度等の副次的効果を含めて検証し、より持続可能な混雑対策を策定することを目的とする。

2. 行列・混雑に伴う諸課題

滞留区域においては、店舗利用時の行列などに起因し、歩道等に観光客が滞留することにより、車道へのはみだしなどが起こり、円滑な交通を阻害するとともに、乱横断や車道上の歩行等の危険な通行も起きており、観光客・道路利用者（交通事業者含む）にとって、危険な状況となっている。

他自治体等においては、警備員の配置による交通整理・誘導が行われている事例もあり、一定の効果を得ていると考えられる一方、街並みや景観、街の雰囲気は観光資源としている本市の観光地に嚴重な警備体制を敷くことは、観光地としての魅力を損なう恐れがある。

3. 目指す効果

本市の観光地における既存の景観・雰囲気を継承しつつ、行列・混雑に伴う歩行者への危険な通行を防止するため行う分散対策の有効性を把握するとともに、より効果的で持続可能な混雑対策を見出すことを目指す。

4. 委託場所

川越市宮下町1丁目・2丁目、元町1丁目・2丁目、幸町、大手町、仲町地内ほか

5. 業務内容

(1) 一番街、鐘つき通り等における観光客の分散対策に係る効果測定（交通量調査）

①本業務の目的

分散対策の効果検証のため、調査実施日の一番街（札の辻交差点から仲町交差点）周辺の交通状況を把握する。分散対策の有無別に観光交通の実態を把握し、携帯端末情報での値を実人数に換算する補正係数を作ることにする。

②調査手法

以下のiからivの四種類の調査を行う。調査地点及び調査手法については、別表「交通量調査地点」のとおり。なお、i及びiiにおける交通量調査区分は、国土交通省道路局の「令和7年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱」（交通量調査編）の定義に従い、歩行者系3分類、自動車系4分類とする。

i 自動車交通量調査 3ヶ所

ii 歩行者交通量調査 3ヶ所

iii 自動車渋滞長調査 2ヶ所

iv 自動車旅行速度調査（通過時間） 一番街（上り下り）

③調査時間 8時から20時まで

④本業務の検証

分散対策の効果検証のため、同調査について調査実施日に加え、対策を実施していない日の交通状況も収集すること。

別表：交通量調査地点

N0.	調査地点	自動車 交通量	歩行者 交通量	渋滞長 調査	旅行速度
1	札の辻交差点	○	○	○	○
2	市役所前交差点	○			
3	時の鐘入口交差点		○		
4	仲町交差点	○	○	○	

(2) 観光客に対するWEBアンケート

①本業務の目的

観光客の移動状況が分散対策の有無により、どのような違いがあるか、回遊先や目的を聞き取るとともに、混雑感や歩きやすさ等の満足度を把握する。

②業務手法

WEBアンケートにより行うものとし、川越市公式サイトからのアンケートリンクや観光案内所や協力店舗・施設への二次元コード掲示等により実施する。

実施期間：分散対策実施日の前後1週間程度

(3) 事業効果の検証および今後の対策検討業務

①本業務の目的

業務(1)(2)を経て、今後の課題、今後の施策改善のための方向性を検討する。

②業務手法

対策の前後比較とともに、比較対照を置いて効果検証を行う。なお、各指標において、以下の点を把握することで検証を行う。

i 自動車交通への影響

- ・一番街の自動車交通量の変化
- ・周辺道路の交通量の変化
(携帯端末情報を活用して、県道川越上尾線、市役所前、松江町等を把握)
- ・交差点(札の辻、仲町)渋滞長の変化
- ・一番街の旅行速度(旅行時間)の変化
- ・バス遅延時間の変化(バス事業者情報により調査)

ii 一番街の混雑緩和(歩行者)

- ・一番街の歩行者交通量の変化
- ・一番街の歩行者密度の変化
- ・一番街の歩行速度の変化

iii 周辺への回遊・分散状況

携帯端末情報を活用して、歩行者交通影響箇所のデータを取得し、以下の点を整理する。

- ・歩行者交通影響箇所における歩行者交通量の変化
- ・歩行者交通影響箇所における歩行者交通ピーク率(ピーク時間)の変化
- ・歩行者交通影響箇所における滞在時間の変化

※歩行者交通影響箇所：菓子屋横丁、大正浪漫夢通り、喜多院方面、川越城本丸御殿方面、氷川神社方面、蓮馨寺方面など

iv 観光客の満足度

WEBアンケート調査結果より、混雑感、歩きやすさ等の満足度を把握し、対策前後での数値により比較評価する。

③提出期限について

令和9年1月31日までに提案書（紙・データ）を提出する。なお、令和8年12月末日までに進捗報告を行い、提案の方向性について、発注者の合意を得ること。

6. 委託期間

契約締結日から令和9年2月10日まで

7. 分散対策実施日時

（1）契約締結日から令和8年12月31日までの土曜日または日曜日

午前11時から午後3時まで（予定）

実施日は、上記の期間から、発注者及び受注者で協議の上指定する日時とする。

（2）第5項の効果検証のための調査日は同期間の土曜日または日曜日とする。

（本市における分散対策や交通対策を実施していない日に行うものとする。）

8. 支払方法

完了払い

9. 再委託について

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

10. 業務着手前の提出物

受注者は契約締結後、業務着手前に以下のものを発注者に提出する。

（1）委託業務実施計画書 電子データまたは紙ベース

（2）連絡員届 電子データ

11. 成果物

受注者は成果物として以下のものを発注者に提出する。なお、成果物の著作権（財産権）は、発注者に帰属し、複写及び配布等について受注者の同意等を要しないものとする。

（1）調査・分析結果 電子データ

（2）滞留対策の提案書 紙2部及び電子データ

12. 消費税及び地方消費税の取り扱い

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

1 3. 法令順守について

- (1) 本業務の実施にあたっては、道路交通法他、関係法令を遵守すること。

1 4. 調査結果の品質確保について

本業務の品質確保のため、品質マネジメントシステム (ISO9001) への登録など、本市のオーバーツーリズム対策のK P I として有効性のあるエビデンスを提供すること。なお、発注者として改善を図りたい点及び指標は以下のとおりである。

項目	効果	指標	調査方法
自動車交通への影響	交差点への影響がどの程度改善されたか。	交通量、渋滞長、旅行速度、バスの遅延状況	交通量調査 バス事業者情報
混雑緩和	混雑区域への過度な集中が緩和したか。	歩行者密度、滞留人数、歩行速度	交通量調査
周辺への分散・回遊性向上	周辺エリアや時間帯で分散傾向がみられたか。	一番街以外の歩行者数、滞在時間、ピーク時間	携帯端末情報
観光客の満足度	観光環境が改善したか。	観光客満足度	WEBアンケート

1 5. その他

- (1) 個人情報・資産の安全確保のため、プライバシーマーク (JISQ15001) の取得や情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001) へ登録するなど個人情報の取扱いについて、紛失、破棄、破損、漏洩等の防止対策を図ること。
また、業務開始前に「個人情報チェックシート」を提出すること。
- (2) 業務実施にあたっては、契約締結時に契約書により約定するほか、川越市契約規則、本仕様の条文に従い実施するが、仕様書に定めのない場合、解釈上疑義が生じた場合は受注者及び発注者双方の協議の上、定めることとする。
- (3) 受注者は、本業務に係る連絡員を置き、前号の協議のほか、業務中の疑義について発注者との連絡調整を担うものとする。

連 絡 員 届

(提出先)
川越市長

(受注者) _____

このことについて、下記のとおり届け出しますので、よろしくお願いします。

記

1. 委託件名

北部市街地等における観光客の分散対策の事業効果検証等業務委託

2. 連絡員（本業務全般について、受注者の窓口となる方）

氏名	
電話（平日日中）	
緊急連絡先	

3. 受注者業務歴（直近3年間の類似案件について記入してください。）

件名	委託期間	備考